主眼事項及び着眼点(指定児童デイサービス)

第1 基本方針 (1)指定児童デイサービス事業者は、利用者の意向、治師利用を調査を指すると、計画利用を調査を発情を正された巨力の、力量を関係している。 (1)指定児童デイサービス事業者は、利用者の意力を発情を開発して指定児童デイトロービスを提供な評価を生成が対して指定児童デイトロービスを提供な評価をより型デイリービスを提供な評価をより型デイサービスを提供な評価をより型デイサービスを提供な評価をより型デイサービスを提供の力力のなることでは、別の立場を対し、対しては、1年の主に対して対して対して対して対して対して対して対して対して対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	主眼事項	着眼点	根 拠 法 令
の意向、適性、障害の特性その他の事情を 踏まえた計画(個別支援計画)を作成成一大中 一ビスを提供的画)をではのして、 ではようで表しました。 第 3 条第 1 項 第 3 条第 1 項 平 18 厚令 171 第 2 人員に関す る基準 1 従業者の員数 第 2 人員に関す る基準 2 人員に関する基準 2 人員に関す 3 基準 2 人員に関す 3 基準 2 人員に関す 3 基準 4 人員に関す 3 基準 6 人員とといるの 第 2 人員に関す 3 基準 7 人員に関す 3 基準 7 人員に関す 3 基準 6 人員とといるの 第 2 人員に関す 3 基準 7 人員に関す 3 基準 7 人員に関す 3 基準 7 人員に関す 3 基準 7 人員に関す 5 日間 7 人員に関す 6 日間 7 日間	第1 基本方針		法第 43 条
文は障害児の保護者の意思及障害児の保護者の立場に立った指見立った指見立った指見では、利用者に当った指別を関係である。 (3)指定児童デイサービス事業者は、利用者の人権の強力を設置を受けるの立場である。 (4)指定児童デイサービス事業者は、利用者である。 (4)指定児童がようの事業はをできるか。 (4)指定児童がよりの数がにの事業はをできるがのがでいる。 (4)指定児童があるがのでは、20事業は、2位別の数がはの方はは、2位別の数がはの方は、2位別の数がは、1項の数がは、1項の表別にであるが、2つ時間によるとでも、2位別の数がは、1項の数を1項の数がは、1項の数を1項の数がは、1項の数を1項の数がは、1項の数を1項の数がは、1項の数を1項の数がは、1項の数を1項の数を1項の数を1項の数を1項の数を1項の数を1項の数を1項の数を		の意向、適性、障害の特性その他の事情を 踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基づき利用者に対して指定児童デイサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の 措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定児童デイサービスを提	
の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者とうのがいるか。 (4) 指定児童デイサービスの事業は、障害児が日常生活における基本の動作が出来が出来がある並びにその置かれている場でにその置かれている場所を行うものとなって、当該では、2、1、2、1、2、2、2、2、2、2、3、3、4、3、4、3、4、4、3、4、4、4、4、4		又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重 して、常に当該利用者又は障害児の保護者 の立場に立った指定児童デイサービスの提	
第 2 人員に関する基準 1 従業者の員数 (1) 指定児童デイサービス事業所ごとに置しての置がいるのとなっているか。		の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任 者を設置する等必要な体制の整備を行うと ともに、その従業者に対し、研修を実施す	
る基準 1 従業者の員数 (1)指定児童デイサービス事業所ごとに置く べき従業者及びその員数は、次のとおりと なっているか。 指導員又は保育士 指導員又は保育士の総数は、指定児童 デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるか。 イ 障害児の数が 10 を超えるときは、2 に、障害児の数が 10 を超えて 5 又は その端数を増すごとに 1 を加えて得た 数以上 サービス管理責任者 指定児童デイサービス事業所ごとに、1 第 97 条第 1 項		が日常生活における基本的動作を習得し、 及び集団生活に適応することが出来るよ う、当該障害児の身体及び精神の状況並び にその置かれている環境に応じて適切かつ 効果的な指導及び訓練を行うものとなって	
以上	る基準	できているか。 指導員又は保育士の総数は、指導員又は保育士の総数はその 指導員又は保育士の総数はその 指導員では、のでは、 では、のでは、 では、のでは、 では、のの数が 10 を超えるか。 では、のの数が 10 を超えるが、 のでき児の数が 10 を超えるでは、 ででき児の数が 10 を超えるでは、 ででき児の数が 10 を超えるでは、 ででき児の数が 10 を超えるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	第 1 項 平 18 厚令 171 第 97 条第 1 項 平 18 厚令 171 第 97 条第 1 項 第 1 号

主眼事項	着眼点	根 拠 法 令
	(2)(1)の指定児童デイサービスの単位は、 指定児童デイサービスであって、その提供 が同時に一又は複数の障害児に対して一体 的に行われるものとなっているか。	平 18 厚令 171 第 97 条第 2 項
	(3)(1) の指導員又は保育士のうち、1 人以上は、常勤となっているか。	平 18 厚令 171 第 97 条第 3 項
	(4)(1) のサービス管理責任者のうち、1 人以上は、専任かつ常勤となっているか。	平 18 厚令 171 第 97 条第 4 項
2 管理者	指定児童デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。(ただし、指定児童デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童デイサービス事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)	平 18 厚令 171 第 98 条 準用 (第 6 条)
	(経過措置) 平成 21 年 9 月 30 日までの間、平成 18 年厚 生労働省令第 171 号(指定障害福祉サービス基 準)の施行の日(施行日)において現に存する 指定児童デイサービス事業所(旧指定児童デイ サービス事業所)に置くべき従業者及びその員 数については、第 2 の 1 の規定にかかわらず、 当分の間、指定障害福祉サービス基準による改 正前の平成 1 8 年厚生労働省令第 5 8 号(旧指 定基準)第 5 6 条に定める基準によることが出 来る。	平 18 厚令 171 附則第 5 条第 1 項
第3 設備に関す る基準 設備及び備品等	(1)指定児童デイサービス事業所は、指導訓練室を有するほか、指定児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。	法第 43 条 第 2 項 平 18 厚令 171 第 99 条第 1 項
	(2)(1)に規定する指導訓練室は、訓練に 必要な機械器具等を備えているか。	平 18 厚令 171 第 99 条第 2 項
	(3)(1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童デイサービスの事業の用に供するものとなっているか。 (ただし、障害児に対する指定児童デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。)	平 18 厚令 171 第 99 条第 3 項

主眼事項	着眼点	根 拠 法 令
第4 運営に関す る基準 1 内容及び手続 の説明及び同意	(1)指定児童デイサービス事業者は、支給決定保護者が指定児童デイサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に応じた適切な配慮を行ったと応じた適切な配慮を行った。当該利用申込者に対し、運営規程の動務体制、運営規程申込者のサービスの選択に資するとの説明の別ののでは、当該指定児童デイサービスの提供の別い、当該指定児童デイサービスの提供の別といい、当該指定児童所もの同意を得ているか。	法第 43 条 第 2 項 平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 9 条第 1 項)
	(2)指定児童デイサービス事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を 行う場合は、利用者の障害の特性に応じた 適切な配慮をしているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 9 条第 2 項)
2 契約支給量の 報告等	(1)指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスを提供するときは、当該指定児童デイサービスの内容、契約支給量、その他の必要な事項(受給者証記載事項)を支給決定保護者の受給者証に記載しているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 10 条第 1 項)
	(2)契約支給量の総量は、当該支給決定保護 者の支給量を超えていないか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 10 条第 2
	(3)指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	項) 平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 10 条第 3 項)
	(4)指定児童デイサービス事業者は、受給者 証記載事項に変更があった場合に、(1) から(3)に準じて取り扱っているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 10 条第 4 項)
3 提供拒否の禁止	指定児童デイサービス事業者は、正当な理由 がなく指定児童デイサービスの提供を拒んでい ないか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 11 条)
4 連絡調整に対 する協力	指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスの利用について市町村又は相談支援 事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 12 条)
5 サービス提供 困難時の対応	指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定児童デイサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童デイサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 13 条)

主眼事項	着眼点	根 拠 法 令
6 受給資格の確 認	指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 14 条)
7 介護給付費の 支給の申請に係 る援助	(1)指定児童デイサービス事業者は、児童デイサービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 15 条第 1 項)
	(2)指定児童デイサービス事業者は、児童デイサービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 15 条第 2 項)
8 心身の状況等 の把握	指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 16 条)
9 指定障害福祉 サービス事業者 等との連携等	(1)指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 17 条第 1 項)
	(2)指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 17 条第 2 項)
10 サービスの提供の記録	(1)指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスを提供した際は、当該指定児童デイサービスの提供日、内容その他必要な事項を、指定児童デイサービスの提供の都度記録しているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 19 条第 1 項)
	(2)指定児童デイサービス事業者は、(1) の規定による記録に際しては、支給決定障 害者等から指定児童デイサービスを提供し たことについて確認を受けているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 19 条第 2 項)
11 利用定員	指定児童デイサービス事業所は、その利用定員は 10 人以上となっているか。	平 18 厚令 171 第 100 条

主眼事項	着眼点	根 拠 法 令
12 指定児童デイ サービス事業者 が支給決定保護 者に求めるこ銭 のできる金銭の 支払の範囲等	(1)指定児童デイサービス事業者が指定児童 デイサービスを提供する支給決定保護者に 対して金銭の支払を求めることができるの は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を 向上させるものであって、当該支給決定保 護者に支払を求めることが適当であるもの に限られているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 20 条第 1 項)
	(2)(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 20 条第 2 項)
13 利用者負担額 等の受領	(1)指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスを提供した際は、支給決定保護者から当該指定児童デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。	平 18 厚令 171 第 101 条 第 1 項
	(2)指定児童デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定児童デイサービスを提供した際は、支給決定保護者から当該指定児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	平 18 厚令 171 第 101 条 第 2 項
	(3)指定児童デイサービス事業者は、(1) 及び(2)の支払を受ける額のほか、指定 児童デイサービスにおいて提供される便宜 に要する費用のうち、日常生活においても 通常必要となるものに係る費用であって、 支給決定保護者に負担させることが適当と 認められるものの支払を当該支給決定保護 者から受けているか	平 18 厚令 171 第 101 条 第 3 項
	(4)指定児童デイサービス事業者は、(1) から(3)までに掲げる費用の額の支払を 受けた場合は、当該費用に係る領収証を当 該費用の額を支払った支給決定保護者に対 し交付しているか。	平 18 厚令 171 第 101 条 第 4 項
	(5)指定児童デイサービス事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たって は、あらかじめ、支給決定保護者に対し、 当該サービスの内容および費用について説 明を行い、支給決定保護者の同意を得てい るか。	平 18 厚令 171 第 101 条 第 5 項

主眼事項	着眼点	根 拠 法 令
14 利用者負担額 に係る管理	保同提出 電話の で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 22 条)
15 介護給付費の 額に係る通知等	(1)指定児童デイサービス事業者は、法定代理受領により市町村から指定児童デイサービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定保護者に対し、当該支給決定保護者に係る介護給付費の額を通知しているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 23 条第 1 項)
	(2)指定児童デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定児童デイサービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定児童デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定保護者に対して交付しているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 23 条第 2 項)
16 指定児童デイ サービスの基本 取扱方針	(1)指定児童デイサービスは、障害児が日常 生活における基本的動作を習得し、及び集 団生活に適応することが出来るよう、適切 に提供されているか。	平 18 厚令 171 第 102 条 第 1 項
	(2)指定児童デイサービス事業者は、その提供する指定児童デイサービスの質の評価を 行い、常にその改善を図っているか。	平 18 厚令 171 第 102 条 第 2 項
17 指定児童デイ サービスの具体 的取扱方針	指定児童デイサービス事業所の従業者が提供する指定児童デイサービスの方針は次に掲げるところとなっているか。 指定児童デイサービスの提供に当たっては、児童デイサービス計画に基づき、障害児の日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に行っているか。	平 18 厚令 171 第 103 条 平 18 厚令 171 第 103 条 第 1 号

主眼事項	着眼点	根 拠 法 令
	指定児童デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児 又はその介護を行う者に対し、サービスの 提供方法等について、理解しやすいように 説明を行っているか。	平 18 厚令 171 第 103 条 第 2 号
	指定児童デイサービスの提供に当たって は、指導技術の進歩に対応し、適切な指導 技術をもってサービスの提供を行っている か。	平 18 厚令 171 第 103 条 第 3 号
	が。 常に障害児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障害児の心身の特性に応じた指定児童デイサービスの提供ができる体制を整えているか。	平 18 厚令 171 第 103 条 第 4 号
18 緊急時等の対 応	従業者は、現に指定児童デイサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 28 条)
19 支給決定保護 者に関する市町 村への通知	指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスを受けている支給決定保護者が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 29 条)
20 運営規程	指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間	平 18 厚令 171 第 104 条
	利用定員 指定児童デイサービスの内容並びに支給 決定保護者から受領する費用及びその額 通常の事業の実施地域 サービス利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策 虐待の防止のための措置に関する事項 その他運営に関する重要事項	
21 非常災害対策	指定児童デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に関係者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平 18 厚令 171 第 105 条
22 衛生管理等	(1)指定児童デイサービス事業者は、障害児の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 106 条 第 1 項

(2) 指定児童デイサービス事業者は、指定児 童デオサービス事業所において感染症分に 必要な措置を 以はまん努めしているか。 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デ イサービス事業所の見や体制そ認められる 事項を掲示しているか。 (1) 指定児童デイサービス事業所の従業者務 五の概要、従業スの選かの賞すると認められる 事項を掲示しているか。 (1) 指定児童デイサービス事業所の従業者務 上知り得な利用者をしているが。 (2) 指定児童デイサービス事業者は、従業者 及び管理者に利用か。 (2) 指定児童デイサービス事業者は、従業者 及びでの業務上知りおか。 (2) 指定児童デイサービス事業者は、従業者 及びでの業務上知りましているが。 (3) 指定児童デイサービス事業者は、従業者 及びでの業務上知りましているか。 (3) 指定児童デイサービス事業者は、他の指 定児童デイタービス事業者は、他の指 定児童デイタービス事業者は、他の指 定児童デイターを利用する方、必要な 指置を ディナービス事業者に 一項) (3) 指定児童デイサービス事業者に 一項) 第107条準用 (第36条第 項) (3) 指定児童デイサービス事業者に 一項) 第107条準用 (第36条第 項) 第107条準用 (第36条第 項) 第107条準用 (第36条第 項) 第107条準用 (第36条第 項) 第107条準用 (第37条第 1項) 第107条準用 (項) 第107条準用 (項) 第37条第 1項) 第4107条準用 (項) 第53条第 1項) 平 18厚令 171 第107条準用 (項) 第37条第 1項) 平 18厚令 26 利益供与等の 禁止 26 利益供与等の 禁止 26 利益供与等の 禁止 27 利益に見量デイサービス事業者は、組祉サー 方。大なものなっていないか。 (2) 指定児童デイサービス事業者に、組祉サー 方。大なものなっているいか。 (3) 指定児童デイサービス事業者は、組祉サー 第37条第 1項) 第37条第 1項) 平 18厚令 27 平 18 厚令 27 第 28 第 27 第 28 第 28 第 29 第 29 171 第107条 29 第 20 21 21 第 21 第 22 第 23 第 24 21 25 第 26 利益供与等の 26 利益供与等の 27 21 28 第 29 27 21 21 第 21 22 第 23 21 24 第 25 第 26 27 28 28 29 27 29 27 20 28 20 29 20 20 20 21 20 20 21 20 20 21 20 20 21 21 21 22 22 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 2
マリービス事業者の動務の体制その他の利用申込者の受力を関すると認められる重要事項を掲示しているが、その業を漏しているが、その業を漏しているが、できると思められる重要を掲示しているが、できると思いるが、できると思いるが、できると思いるが、できると思いるが、できると思いるが、できると思いるが、できると思いるが、できると思いるが、できると思いるが、できると思いるが、できると思いるが、できると思いるが、できると思いるが、できると思いるが、できると思いるが、できると思いるが、できると思いるが、できると思いるが、できると思いるが、できるといるが、できる場合に関するといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる
で管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2)指定児童デイサービス事業者は、従業者及びで表別とから、一で表別に関するであった者が、正当な理由がなく、その警測を対し、必要な、技工をの教験とするとのであるが、でまる。との、ののを講じているか。 (3)指定児童デイサービス事業者は、他の指定児童デイサービス事業者は、他の指定児童デはその家族に関するといるが、第107条準用(第107条準用)(第107条件用)(107条件用)(107条件用)(107条件用)(107条件用)(107条件用)(107条件用)(107条件用)(107条件用)(107条件用)(107条件用)(107条件用)(107条件用)(107条件用)(107条件用)(107条件用)(107条件用)(1
及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3)指定児童デイサービス事業者は、他の指定児童デイサービス事業者に対して、利用者又はその家族の同意を得ているか。 (1)指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスを利用することができるよが、適切かつ円滑に利用することができるよが、適切かつ円滑に利用することができるよが、第107条準用(第37条第11元児童デイサービス事業者は、当該指定児童デイサービス事業者は、当該指定児童デイサービス事業者は、当該指定児童デイサービス事業者は、当該指定児童デイサービス事業者は、当該指定児童デイサービス事業者は、当該指定児童デイサービス事業者は、当該指定児童デイサービス事業者は、当該指定児童デイサービス事業者は、当該指定児童デイサービス事業者に対して第37条第2項) (1)指定児童デイサービス事業者は、相談支持の条準用(第37条第2項) (1)指定児童デイオービス事業者は、相談支持の条準用(第37条第1)以前の条準用(第37条第2項)、第107条準用(第38条第1)、利用者又はその家族に対して当該指定項)、利用者又はその家族に対して当該指定項)、利用者又はその家族に対して当該指定項)、第38条第1
定児童デイサービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 (1)指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定児童デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 (2)指定児童デイサービス事業者は、当該指定児童デイサービス事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 (2)指定児童デイサービス事業者は、当該指定児童デイサービス事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 (1)指定児童デイサービス事業者は、相談支護大なものとなっていないか。 (1)指定児童デイサービス事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者若に対し、利用者又はその従業者に対し、第38条第1項)
童デイサービスを利用しようとする者が、 適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定児童デイサービス事業者は、当該指定児童デイサービス事業者は、当該指定児童デイサービス事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は一等、107条準用(第 37条第 2 107条準用(第 37条第 2 107条準月(第 37条第 2 107条準月(第 37条第 2 107条準月(第 37条第 2 107条準月(第 38条第 1 107条準月)(第 38条第 1 107条件)(第 38条))(第 38条)(第 38条)(第 38条))(第 38条))(第 38条)(第 3
定児童デイサービス事業者について広告を する場合においては、その内容が虚偽又は 誇大なものとなっていないか。 第 107 条準用 (第 37 条第 2
禁止 援事業を行う者若しくは他の障害福祉サー 第 107 条準用 ビスの事業を行う者等又はその従業者に対 (第 38 条第 1 し、利用者又はその家族に対して当該指定 項)
対償として、金品その他の財産上の利益を 供与していないか。
(2)指定児童デイサービス事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。

主眼事項	着眼点	根 拠 法 令
27 苦情解決	(1)指定児童デイサービス事業者は、その提供した指定児童デイサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 39 条第 1 項)
	(2)指定児童デイサービス事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の 内容等を記録しているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 39 条第 2 項)
	(3)指定児童デイサービス事業者は、その提 供した指定児童デイサービス事業者はし、その 10条第1項の規定により市町村が若若 告若しくは文書での他の特のの は提示の命令又は明本のの は指定児童がイサービス事業所の は指定児童がイサービの がらの は指定児童がいるので はが利用がいる はでの がいるで がいる での での での での での での での での での での での での での	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 39 条第 3 項)
	(4)指定児童デイサービス事業者は、その提供した指定児童デイサービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知るでは指定児童デイサービス場合では指定児童デイサービス場合では指定児童デイサービスの規定にのものでは、大きなののでは、大きなののでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、は、いきないのではないのでは、いきないのではないのでは、いきないのでは、いきないのではないのでは、いきないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 39 条第 4 項)
	(5)指定児童デイサービス事業者は、その法事業者は、その法事業者は、との法事では、して、の規定におります。 (5)指定児童ディサービスには、して、の規定には、の規定には、の規定には、の規定には、の規定を表して、のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 39 条第 5 項)
	(6)指定児童デイサービス事業者は、都道府 県知事、市町村又は市町村長から求めがあ った場合には、(3)から(5)までの改 善の内容を都道府県知事、市町村又は市町 村長に報告しているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 39 条第 6 項)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	(7)指定児童デイサービス事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 39 条第 7 項)
28 事故発生時の 対応	(1)指定児童デイサービス事業者は、利用者 に対する指定児童デイサービスの提供によ り事故が発生した場合は、都道府県、市町 村、当該利用者の家族等に連絡を行うとと もに、必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 40 条第 1 項)
	(2)指定児童デイサービス事業者は、事故の 状況及び事故に際して採った処置につい て、記録しているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 40 条第 2
	(3)指定児童デイサービス事業者は、利用者 に対する指定児童デイサービスの提供によ り賠償すべき事故が発生した場合は、損害 賠償を速やかに行っているか。	項) 平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 40 条第 3 項)
29 会計の区分	指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童デイサービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 41 条)
30 記録の整備	(1)指定児童デイサービス事業者は、従業者、 設備、備品及び会計に関する諸記録を整備 してあるか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 42 条第 1
	(2)指定児童デイサービス事業者は、利用者 に対する指定児童デイサービスの提供に関 する諸記録を整備し、当該指定児童デイサ ービスを提供した日から5年間保存してい るか。	項) 平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 42 条第 2 項)
31 児童デイサー ビス計画の作成 等	(1)指定児童デイサービス事業所の管理者は、 サービス管理責任者に指定児童デイサービ スに係る個別支援計画(児童デイサービス 計画)の作成に関する業務を担当させてい るか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 1 項)
	(2)サービス管理責任者は、児童デイサービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 2 項)
	(3)アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 3 項)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	(4)サービス (4)サービス (4)サービス (4) (4) (5) (5) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 4 項)
	(5)サービス管理責任者は、児童デイサービス計画の作成に係る会議を開催し、児童ディサービス計画の原案の内容について意見を求めているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 5 項)
	(6)サービス管理責任者は、児童デイサービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 6 項)
	(7)サービス管理責任者は、児童デイサービス計画を作成した際には、当該児童デイサービス計画を利用者に交付しているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 7 項)
	(8)サービス管理責任者は、児童デイサービス計画の作成後、児童デイサービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)(モニタリング)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、児童デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて児童デイサービス計画の変更を行っているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 8 項)
	(9)サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 定期的に利用者に面接すること。 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 9 項)
	(10)児童デイサービス計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 10 項)
32 サービス管理 責任者の責務	サービス管理責任者は、児童デイサービス計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 59 条)

主眼事項	着眼点	根 拠 法 令
	利用申込者の利用に際し、その者に係る 指定障害福祉サービス事業者等に対する照 会等により、その者の心身の状況、当該指 定児童デイサービス事業所以外における指 定障害福祉サービス等の利用状況等を把握 すること。	
	利用者の心身の状況、その置かれている 環境等に照らし、利用者が自立した日常生 活を営むことができるよう定期的に検討す るとともに、自立した日常生活を営むこと ができると認められる利用者に対し、必要 な援助を行うこと。 他の従事者に対する技術的指導及び助言 を行うこと。	
33 管理者の責務	(1)指定児童デイサービス事業所の管理者は、 当該指定児童デイサービス事業所の従業者 及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 66 条第 1 項)
	(2)指定児童デイサービス事業所の管理者は、 当該児童デイサービス事業所の従業者に指 定障害福祉サービス基準の第5章の規定を 遵守させるため必要な指揮命令を行ってい るか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 66 条第 2 項)
34 勤務体制の確 保等	(1)指定児童デイサービス事業者は、利用者に対し、適切な指定児童デイサービスを提供できるよう、指定児童デイサービス事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 68 条第 1 項)
	(2)指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所ごとに、当該指定児童デイサービス事業所の従業者によって指定児童デイサービスを提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 68 条第 2 項)
	(3)指定児童デイサービス事業者は、従業者 の資質の向上のために、その研修の機会を 確保しているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 68 条第 3 項)
35 定員の遵守	指定児童デイサービス事業者は、利用定員を超えて指定児童デイサービスの提供を行っていないか。 (ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。)	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 69 条)
	(経過措置) (1)旧指定児童デイサ・ビス事業所について は、当分の間第4の11の規定は適用しない。	平 18 厚令 171 附則第 5 条第 2 項

主眼事項	着眼点	根 拠 法 令
	(2)旧指定児童デイサービス事業所については、第4の31,32及び33の規定にかかわらず、当分の間、旧指定基準第62条及び第63条に定める基準によることができる。	平 18 厚令 171 附則第 5 条第 3 項
第5 変更の届出 等	指定児童デイサービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者自立支援法施行規則第 34 条の 23 にいう事項に変更があったとき、又は当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第 46 条第 1 項 施行規則第 34 条の 23
第6 介護給付費 又は訓練等給 付費の算定及 び取扱い		法第 29 条 第 3 項
1 基本事項	(1)指定児童デイサービスに要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 6 により算定する単位数に平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539
	(2)(1)の規定により、指定児童デイサー ビスに要する費用の額を算定した場合にお いて、その額に1円未満の端数があるとき は、その端数金額は切り捨てて算定してい るか。	平 18 厚告 523
2 児童デイサー ビス費	(1)児童デイサービス費()については、次のからまでのいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定児童デイサービスの単位において、指定児童デイサービスの提供を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 1
	小学校就学前の利用者(未就学児)の 数が利用者の数の 100 分の 70 以上であ る指定児童デイサービス事業所であっ て、第 2 の(経過措置)の規定によるも の(経過的指定児童デイサービス事業所) 以外の事業所における指定児童デイサー ビスの単位	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 1 の(1)
	未就学児の数が利用者の数の 100 分の70 未満である指定児童デイサービス事業所であって、経過的指定児童デイサービス事業所以外の事業所のうち、未就学児の数が利用者の数の 100 分の 70 以上のある指定児童デイサービスの単位	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 1 の(2)

主眼事項	着眼点	根 拠 法 令
	経過的指定児童デイサービス事業所の 指定児童デイサービスの単位のうち、未 就学児の数が利用者の数の 100 分の 70 以上であって、第 4 の 31,32 及び 33 に 規定する基準を満たすもの	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 1 の(3)
	(2)児童デイサービス費()については、 (1)に該当する指定児童デイサービスの 単位以外の指定児童デイサービスの単位に おいて、指定児童デイサービスの提供を行 った場合に、それぞれ 1日につき所定単位 数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 2
	(3)児童デイサービス費()及び児童デイサービス費()に掲げる児童デイサービス費の算定に当たって、児童デイサービス()にみなし基準該当児童デイサービス、事業所に係るものを除く)にあっては、次の、又は、のいずれかに該当する場合に、それぞれ、又は、に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 3
	利用者の数又は従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労 働大臣が定める利用者の数の基準及び従 業者の員数の基準並びに所定単位数に乗 じる割合」の三のイ又は口の表の上欄に 定める基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合 指定児童デイサービスの提供に当たっ て、児童デイサービス計画が作成されて いない場合 100 分の 95	平 18 厚告 550 三のイ、ロ
	(4)利用者が児童デイサービス以外の障害福祉サービスを受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む)している間に、児童デイサービス費を算定していないか。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 4
3 家庭連携加算	指定児童デイサービス事業の規定を従来での規定を従来での規定を従来での規定を従来での規定を従来を受ける。 出て、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、	平 18 厚告 523 別表第 6 の 2 の注

十四亩元	* np .b	₩ X ∧
主眼事項	着眼点	根拠法令
4 訪問支援特別加算	指定児童では、 を を を を を を を を を を を を を	平 18 厚告 523 別表第 6 の 3 の注
5 送迎加算	利用者に対して、その居宅と指定児童デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、 片道につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 4 の注
6 利用者負担上限額管理加算	指定児童デイサービス事業者が、第4の 14 に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 6 の 5 の注